

「電気化学」誌に関する著作権の合意事項

電気化学会編集委員会

第1条（目的）

本合意事項は『電気化学会（以下、本会）』の学会誌『電気化学（以下、本誌）』に掲載された原稿・記事等の著作物（以下、著作物）』に関する著作権の取り扱いについて、原稿が提出された後に本会と『著者およびその共著者（以下、著者）』との間で合意すべき事項を定める。

第2条（譲渡された著作権の行使）

本誌に掲載された著作物の著作権は著者が著作権譲渡承諾書を提出することにより、本会に譲渡されるものとする。本会は譲渡により以下の権利を行使することができる。

- (1) 組版後の本文ファイル(PDF・HTML・テキスト等、形式を問わない)および冊子体印刷物の出版および配布に関する独占的権利を有する。また、Supporting Information が提出された場合はその利用にあたって非独占的権利を有する。
- (2) 著者が第3者からの依頼に応じ、掲載後1年以内に他の書籍、Web公開等により永続的に閲覧できる媒体を用いた一部または全部公開を行う場合は、本会はその第3者からの補償を求めることができる。但し、本会が規定する二次出版および機関リポジトリでの公開の場合を除く。
- (3) 本会は出版された著作物の使用許諾を現在の形式だけでなく、将来的に発生する形式を含むあらゆる形式、媒体、手段に適応し、複製、および公表することを著者等の委託により公式に保持する。本会は著者等に使用許諾料や使用料、およびこれらと同様と見なせる対価を支払うことなく、使用許諾を得ることができる。
- (4) 本会は著作権使用許諾機関、著作権クリアランスセンター、および文書配信サプライヤなどの組織の要求に応じる目的のため、第三者からの二次利用の要求に対して本会の独自の裁量の下、発行された著作物の全部または一部を再配布することができる。その際、本会は附帯的使用許諾を含む指定された使用許諾を無償で譲渡することができる権利を有する。
- (5) 本会は出版された著作物およびその付属物に対して、著者等の随時の許諾を得ることなく、紙上印刷物、電子ファイルまたは映写による配布、放送など、その媒体の形式に限定されず、世界中に配布することができる。
- (6) 本会は原稿およびそれから派生する様々な概説、集合的著作物、データベースおよびその類似の出版物を要約し、それらをデータとして活用するために翻訳することができる。

第3条（譲渡補償）

以下の記事を執筆した著者は著作権の譲渡にあたり、本会から所定の譲渡補償を受けることができる。

- (1) 特集記事
- (2) 測定法記事
- (3) その他本会が定める記事

上記以外の著作物については無償譲渡とする。

第4条（著者の権利）

本会は、著作権の譲渡を受けた著作物について、著者に対して以下の事項を許諾する。

- (1) 著者は著作物について、所属する機関リポジトリにエンバゴを設定されることなく登録できる。但し、登録できる版は編集部の閲読を完了した後の著者原稿版に限る。
- (2) 著者は著作物の出版1年以内においても、本会を含む不特定の学協会・団体・所属機関で行われる講演・プレスリリース・講義等のプレゼンテーションを目的とする場合に限り、出典記載とともに公表することを条件に、本会への補償をすることなく著作物の一部を転載し、公開することができる。
- (3) 著者は著作物の出版の2週間以降に、本会への補償をすることなく、著作物の内容を含む二次出版を行うことができる。ここで二次出版とは原著の翻訳論文を言語を問わず著述し、学術誌等に掲載することをいう。この場合、本会は二次出版物に使用された言語による出版に限定し、著作権者を著者とするのを妨げない。二次出版に係る手続は別途定める。
- (4) 著者は出版1年後以降に、本会が定める範囲で二次利用を行うことができる。その際、著者が本会会員である場合は転載許可申請を要しない。
- (5) 著者は著作物の出版後であっても特許法第30条第2項に係る発明の新規性喪失の例外規定の適用を受け、発明者として特許等知的財産権に関わる出願を行うことができる。

付則

本合意事項は本会編集委員会により予告なく改定することがある。

制定 2020年9月7日（ガイドライン制定）

改定 2023年4月24日（合意事項に改定）

参考

- ・ 電気化学会出版物に関する著作権
<https://copyright.electrochem.jp/>
- ・ 転載に関する許諾・補償手続
<https://copyright.electrochem.jp/reprinting.html>
- ・ 問い合わせ先
copyright@electrochem.jp